

不育症治療費助成制度

不育症（ふいくしょう）は、妊娠しても2回以上流産や死産を繰り返してしまう場合をいいます。

近年、適切な検査と治療によって出産に至ることがわかってきました。

砺波市では、不育症の検査と治療費用の一部を助成し、不育症の悩みをもつ方に経済的な支援を行います。

＜対象となる方＞

次の要件を全て満たす方

- ・不育症の検査や治療を受けている方が市内に住所を有していること。かつ申請受付日において市内に1年以上居住していること。ただし、治療終了日において市内に住所を有していること
- ・同一世帯家族に市税等の滞納がないこと
- ・医療保険に加入していること



＜助成の対象となる費用等＞

- ・不育症の診断に係る検査
- ・不育症と診断された方が妊娠した際に行われたヘパリンを主とした治療

※いずれも医療保険適用分が対象です。

※食事療養費、文書料、差額ベッド代など検査や治療に直接関係しない費用は除きます。

※その他の助成金がある場合は、その金額を除きます。

＜助成する金額＞

1回の治療あたり30万円を上限として助成します。

※「1回の治療」とは、不育症の診断に係る検査から、1回の妊娠を経てヘパリンを主とした治療に至る過程であり、医師の認めたもの。検査から相当の期間妊娠に至らない場合、医師の判断において検査のみを1回の治療とすることは差し支えありません。

＜申請期限＞

治療が終了した日が属する年度の末日（毎年4月1日～3月31日まで）

＜申請に必要なもの＞

- ①砺波市不育症治療費助成金交付申請書（申請時、窓口でご記入いただけます）
- ②不育症治療医療機関受診等証明書
- ③医療機関発行の領収書および診療報酬明細書
- ④認印
- ⑤助成金の振込先口座がわかるもの
- ⑥市税等納付（納入）状況確認承諾書

※①及び②の様式は、砺波市健康センターで配布または砺波市ホームページからダウンロードできます。

※②は、医療機関で記入してもらいます。日数がかかる場合がありますので、余裕をもって依頼してください。

※⑥は、申請時に書類をお渡ししますので、窓口でご記入ください。

＜お問い合わせ先＞ 砺波市健康センター（市立砺波総合病院北棟2階）

砺波市新富町1-61 Tel 32-7062 Fax 32-7059